

令和 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望事項

1	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援等の継続	1
2	長期広域化・集約化計画策定に向けた対応	2
3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに 下水道事業に係る財政負担の軽減等	3
4	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	5
5	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	7

一般要望事項

1	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への 財政支援等の充実	8
2	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	9
3	拡大生産者責任の強化	11
4	地下水及び大気等の汚染対策の推進に関わる施策の充実	12
5	アスベスト対策の強化	13
6	横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	14
7	多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	16

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の継続		1	
	2	長期広域化・集約化計画策定に向けた対応		2	
	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	3	○
	4	都市農地や緑の保全に対する施策の充実	建設	5	○
	5	物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実	総文 建設	7	○
水道局	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	3	○
下水道局	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	3	○
流域下水道 本部	3	都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	3	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実		8	
	2	外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進	建設	9	○
	3	拡大生産者責任の強化		11	
	4	地下水及び大気等の汚染対策の推進に関わる施策の充実		12	
	5	アスベスト対策の強化	建設	13	○
	6	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	建設	14	○
	7	多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進	建設 総文	16	○

重 点 要 望

1 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の継続

要望先 環境局

地球温暖化対策を更に推進し、国が掲げる「2050 年カーボンニュートラル」及び都が策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を実現するためには、市民や事業者を牽引する立場として、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組む必要があることから、以下の方策を講じること。

(1) 公共施設に対する支援の拡充

市が保有する公共施設の温暖化対策促進のため、再生可能エネルギー設備のみならず、設備の更新及び長寿命化に当たっての省エネルギー設備の導入に対しても財政支援を行うこと。特に、蛍光灯 2027 年問題を踏まえ、公共施設の LED 化に向けて、他の設備導入の要件なく活用できる補助制度を設けること。併せて、公共施設の Z E B 化に向けては、財政支援の拡充及び専門家派遣制度の創設を行うこと。

2 長期広域化・集約化計画策定に向けた対応

要望先 環境局

持続可能な適正処理の確保及び脱炭素化の推進のため、社会情勢を踏まえた中長期的な視点による安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、都道府県においては市町村と連携し、長期広域化・集約化計画を策定することが国より求められていることから以下の方策を講じること。

(1) ごみ処理の長期広域化・集約化計画の策定に向けた対応

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）において、国は長期広域化・集約化計画の策定を都道府県に求めているため、市町村からの意見聴取を密に実施し、現状把握を適切に行ったうえで、市町村の実態に即した計画策定を行うこと。

３ 都市型水害対策（集中豪雨対策）及び清流復活事業の推進並びに下水道事業に係る財政負担の軽減等

要望先 都市整備局、環境局、建設局、水道局、下水道局、流域下水道本部

近年、局所型集中豪雨等の増加に伴う水害が頻発しており、都市型水害対策が大きな課題となっている。一方で、一級河川は平常時の水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。また、下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資する重要な行政課題である。ついては、水害や水循環機能及び下水道事業の諸問題に対し、以下の方策を講じること。

（１）都市型水害から生命や財産を守るための中小河川の整備や雨水流出抑制施設等の整備に係る支援制度の拡充

各種整備方針等を踏まえた、河川・調節池及び溢水箇所等の早期整備を進め、維持管理を適切に行うこと。また、局地的集中豪雨対策のうち、複数市にわたるものについて、広域的な事業として流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備を進めること。併せて、流域貯留浸透事業費補助の対象拡大と補助率の引上げについて引き続き国へ働きかけること。

（２）水循環の形成に資する施策の推進

健全な水循環の復活を図るため、湧水の保全や都が管理する一級河川を含め、水循環の形成に資する多面的な施策を推進すること。また、瀬切れの起こる都の管理河川については、引き続き更なる改善措置等を講じるとともに、都の計画に基づき複断面河道の早期整備を図ること。

（３）市町村下水道事業の強靱化に向けた支援

下水道管の老朽化が起因となる道路陥没事故等を未然に防ぎ、市民の安全・安心で快適な生活を確保するために、市町村下水道事業において下水道施設の老朽化対策を早急に進められるよう、技術的な支援や経費節減に関する積極的な情報提供を行うこと。また、国費の補助要件となっているウォーターＰＰＰについては、実情に即した柔軟な運用を検討するよう、国に働きかけること。

（４）流域下水道編入に対する支援の充実

単独処理区（排水区）の流域下水道への編入は、水質改善と高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることができるが、諸課題の解決及び多大な経費が必要となることから、技術的・財政的な支援を行うこと。

(5) 次期負担金改定に向けた作業行程の見直し等

流域下水道維持管理負担金の次期改定に当たっては、自治体側の議会日程や予算編成スケジュールとの整合性を十分に確保するよう作業行程を見直すとともに、市町村の下水道使用料を柔軟に改定できる合理的な徴収システムを早期に導入すること。

4 都市農地や緑の保全に対する施策の充実

要望先 都市整備局、環境局、産業労働局、建設局

都市農地は、地産地消や防災機能を担うことから、引き続き適切な保全が必要である。ついては、都市農業振興基本法の施行を踏まえ、都市農地の保全・活用を推進するとともに、多摩地域の緑地を将来にわたり計画的に保全すること。併せて、良好な都市環境の形成に資する都立公園及び都市計画公園の整備を一層推進すること。

(1) 農業を継承できる税制の構築

生産緑地地区については、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、農地と一体化した農業用施設用地や屋敷林などに関する相続税の軽減措置など、農業を持続的に継承できる税制が構築されるよう、引き続き制度の抜本的な改正を国に対して働きかけ、市へ情報提供すること。

(2) 自然環境と農地の保全

自然環境を有するエリアは減少傾向にあることから、保全地域として積極的に指定し、公有地化を図ること。また、田園住居地域や農地保全に係る地区計画制度では、開発行為等の規制が厳しく生産緑地所有者の同意が得られないことから、市と連携し、多摩地域のような市街地と農地が共存した地域に適した都市計画制度を検討すること。併せて、生産緑地買取・活用支援事業の対象拡充と補助上限面積の緩和をすること。

(3) 都立公園や都市計画公園整備の更なる推進

各方針等を踏まえ、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、大規模近郊緑地の保全と、更なる公有地化を推進すること。併せて都市計画公園の整備促進のため、用地取得が重要となることから、市町村土木補助事業補助金において予算総額を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金において必要な予算額を確保するよう国へ働きかけること。

(4) 樹木の適正管理に対する財政支援等の創設

近年多発している樹木の倒木・枝折れについて、これに起因する事故を未然に防ぎ、安全・安心な生活空間を守るため、危険木の剪定・伐採、専門家による樹木診断について財政支援を行うこと。また、樹木を安全に適正管理するための手法について技術支援を行うこと。

(5) ナラ枯れ等に対する財政支援の創設

林業経営保護のために、都内及び隣接県におけるナラ枯れの被害状況の情報分析や対応策についての共有を行うとともに、民有地に対する財政支援の創設を図るなど、都民や市及び企業等との協働による森づくりを推進すること。また、市が行うナラ枯れ材の有効活用策に対しての技術的支援を行うこと。

5 物価高騰等による地域経済への影響に対する支援の充実

要望先 総務局、財務局、環境局、産業労働局

長期化する物価高騰の影響が事業者の経営を圧迫しているほか、資材価格の高騰等により入札不調など地域経済への影響も広がっている。地域経済活動の活性化及び事業活動の継続に対し、必要な支援策を速やかに実施できるよう、財政的な支援を図ること。

(1) 物価高騰等に対する財政支援の強化

地方創生臨時交付金等の各種財政支援措置を迅速に講じるよう国へ働きかけるとともに、都においても各種補助金の弾力的な運用や増額等、必要が生じた場合に迅速かつ継続的な支援を行うこと。また、L P ガス利用者への支援について、広域的かつ市町村間で差異のない対応が必要であることから、都による支援を引き続き行うこと。

(2) 地域経済活動の活性化

地域経済の活性化を図るため、これまで都主体で実施した消費喚起事業について、地域特性や事業者ニーズを踏まえたうえで、二次元バーコード決済に係るキャンペーンなど、多摩地域の賑わい創出や地域経済活性化に資する効果的な事業を適時適切に行うこと。

(3) 事業継続に対する支援の強化

国の補助金をはじめ、事業継続に対する各種支援は、手続の煩雑さに加え、商工会等の非会員の小規模事業者は活用しづらい状況にある。都は、周知の強化に加え、相談機能や伴走型支援を充実し、事業継続支援を強化すること。また、中東情勢の緊迫化による物価高騰や原材料供給の目詰まりに対する市町村の取組を後押しするため、更なる財政支援を行うこと。

一 般 要 望

1 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実

要望先 環境局

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備や再資源化事業等、以下の方策を講じること。

(1) 循環型社会形成推進交付金の拡充

循環型社会形成推進交付金制度について、管理棟、搬入道路、余熱利用施設等及び再資源化施設の大規模改修を交付対象に加えるなど、補助対象を拡充するとともに、補助率を引き上げるよう国へ働きかけること。

(2) 広域的な廃棄物処理体制の構築に関する支援

多摩地域の廃棄物処理施設の更新に備え、施設の集約化等、安定的・効率的な広域処理体制の構築に向けた調整を継続的に行うための調査研究及び建設に係る財政支援を図るよう国へ働きかけること。

(3) 広域処理に係る財政支援

廃棄物処理施設が更新又は予期せず稼働停止した際に、安定的な処理体制を確保するため、自治体間の相互支援による広域処理に係る処理費等について、補助制度を創設するなどの財政支援を行うよう国へ働きかけるとともに、都においても財政支援など必要な措置を講じること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の認定期間の延長

一般廃棄物処理施設の発電設備については、施設の長寿命化が進んでいることを鑑み、現行の20年間に限らず、その全稼働期間を再生可能エネルギー発電設備の認定期間として位置付けるよう国へ要望すること。

(5) 廃棄物処理施設等の整備等に係る都の財政支援

廃棄物処理施設等の整備・更新に当たっては、プラスチック製品の再資源化やカーボンニュートラルの実現に向けて対応するための機器の導入等が求められていることを踏まえ、都において新たな財政支援を行うこと。

2 外来生物や野生鳥獣による被害等への適切な取組の推進

要望先 環境局、産業労働局、建設局

外来生物であるアライグマやハクビシン、クビアカツヤカミキリ等の生息域拡大に伴い、生物多様性への影響、市民の生活環境への被害及び農作物被害は深刻化しており、喫緊の対策が必要であるため、以下の方策を講じること。

(1) 生物多様性への影響や農作物及び生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び支援の充実

アライグマやハクビシン、クビアカツヤカミキリ等の外来生物防除を効果的に進めるため、外来種対策事業の補助率及び補助要件の見直しを図ること。また、定着防止のため、都が管理する山林や河川区域等の環境整備を推進するとともに、都管理区域への罠設置に関する手続に当たっては柔軟かつ迅速に対応すること。特に、被害が急激に拡大・広域化しているクビアカツヤカミキリについては、都が主体となった防除体制の構築を図りつつ、国に対し、正しい知識の普及啓発及び侵入・定着防止策の検討及び実施を求めること。

(2) 市街地及び住宅地に出没する野生生物への対策

大型・中型獣類の市街地等への出没について、都が中心となり、警察及び市の広域連携を含めた実効性のある対応の枠組みを再構築すること。特に「大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアル」については、各市への意見聴取を丁寧に行い、都、市及び警察の役割の再検討なども含め、改正を行うこと。また、市が緊急銃猟を実施するに当たっては、平時より情報提供等を行うとともに、危険獣類が出没した際には人材の派遣や備品の貸出など積極的に支援すること。

(3) 野生獣の生息数及び生息範囲の抑制

ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザルなど野生獣による被害が拡大しているため、獣種ごとに管理計画を策定したうえで、都が積極的に個体数調整を行い、生息数及び生息範囲の抑制の推進を図ること。特に、今後策定を予定しているツキノワグマの管理計画については、地域の実情を的確に反映した実効性のあるものとするため、市の意見を丁寧に聴取すること。

（４）市街地におけるムクドリ被害への対策

市街地で集団化するムクドリの生活環境被害の解決に向けて、追い払いや街路樹剪定等の対策を行っているが、ムクドリは広域的に移動することもあり、根本的な解決には至っていない。そのため、都において、ムクドリを予察捕獲の対象とするに留まらず、都内全域でムクドリの数を減らすための広域的な取組を行うこと。

3 拡大生産者責任の強化

要望先 環境局

製造販売事業者が、自ら製造・販売する製品について、製造・販売段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方に基づき、以下の方策を講じること。

(1) E P R（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

現在、拡大生産者責任に係る具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にあるため、商品及び容器包装等について、製造販売事業者に対して市町村の分別処理等に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用とを義務付け、リサイクル費用の前払い方式など具体的手法を明記する、いわゆる「E P R（拡大生産者責任）法」の整備を国へ働きかけること。

4 地下水及び大気等の汚染対策の推進に関わる施策の充実

要望先 環境局

地下水及び大気等の環境を保全するためには、各種調査体制の一層の充実のほか、技術的・財政的な支援が不可欠であるため、以下の方策を講じること。

(1) 地下水の広域的汚染対策の充実

有機フッ素化合物による汚染実態に係る原因究明及び対策を行うこと。また、市の独自調査への財政支援について、調査地点の数に見合った適切な予算確保に努めること。さらに、公共施設の駐車場における有機フッ素化合物が含まれる泡消火薬剤の転換などの対応策への財政支援を行うこと。国に対しては、健康や環境への影響を示し、必要な対策を講じるとともに、広域的な検出に対応するマニュアルを早急に整備するよう、引き続き要望すること。

(2) 環境影響評価の推進

国や都による都市計画道路の整備に当たっては、交通量等の増加に伴う周辺環境の変化に対して住民から不安の声が寄せられていることを踏まえ、環境影響評価において提出される住民の意見を丁寧に聴き、引き続き適正な環境配慮がなされるようにすること。

5 アスベスト対策の強化

要望先 都市整備局、環境局

建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加及び大気汚染防止法の改正に伴う事前調査結果の報告受付や立入検査等、市のアスベスト関連業務の大幅な増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、以下の方策を講じること。

(1) 解体に伴う調査に係る財政支援の充実

都の「吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業補助金」に関して、除去工事等に係る経費への助成対象に成形板等も含めること。また、都の「区市町村との連携による環境政策高度化事業」において、市の大気調査及び解体現場での飛散状況調査に伴う機器の購入費用も対象とするなど、一層の財政支援を行うこと。

(2) 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての取組

アスベストの適正除去、処理に当たっては、関係法令の遵守について発注者及び受注者双方への周知が実施されているところであるが、依然として改善が見られない状況にある。このため、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る事業者に対する法的措置の強化を、引き続き国へ働きかけること。

(3) アスベスト対策業務に係る事務処理特例交付金の拡充

改正大気汚染防止法の施行に伴い、事前調査結果の報告に係る確認作業や事業者への立入検査など、アスベスト対策業務の内容は質的に大きく変化しているが、事務処理特例交付金算定における単価は、業務実態に見合ったものになっていない。今後、一層の対策強化を図るために、事務量に応じた本交付金の増額を行うこと。

6 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

要望先 都市整備局、環境局

横田基地は、周辺自治体のまちづくりに多大な影響を与えている。周辺住民をはじめ飛行経路直下の住民の安全で安心な生活環境を確保するため、以下の方策を講じること。

(1) 横田基地周辺自治体等のまちづくりへの支援

基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境への影響に留まらず、在日米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部移転等により様々な影響を受けている。そのため、都において、基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層取り組むとともに、多摩サービス補助施設の返還に向けた取組を強化すること。

(2) 横田基地に関する適切な情報提供の実施

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うよう働きかけること。併せて、地元自治体だけでなく、その他周辺自治体へ都が網羅的に情報を共有することで、自治体間における情報格差の是正に努めること。

(3) 航空機等の適切な飛行対応

市街地上空における低空飛行等を行わないよう、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。また、人員降下訓練等、基地の外に影響を及ぼす訓練や、他基地所属の戦闘機等の飛来に関する事前通報の徹底について、引き続き、国を通じ米国に対して働きかけること。

(4) 騒音防止対策の推進

周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和39年及び平成5年の日米合同委員会の合意事項を厳守するよう、国を通じ米国へ働きかけること。都においても、市町村が実施する騒音測定に係る助成制度を創設するとともに、研修会の開催、評価・測定に係る助言、統一的な基準の策定等の技術的な支援を行うこと。

（５）生活環境整備対策の推進

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、米軍関係者の飲酒運転による交通事故の再発防止並びに米軍関係者に対する教育及び綱紀粛正の徹底について、引き続き、国を通じ米国へ働きかけること。

7 多摩地域の持続的な産業振興と地域活性化の推進

要望先 主税局、環境局、産業労働局

人口減少や人手不足の進行、地域経済を取り巻く環境変化が進む中、多摩地域が持つ産業集積の強みを生かし、企業立地の促進や商店街の活性化、産業交流の充実等を通じた持続的な地域経済の発展が求められている。このため、多摩地域の産業基盤の強化に向け、以下の施策を積極的に講じること。

(1) 多摩産業交流センターのイノベーション創出拠点の強化

多摩産業交流センターが、MICE施設に止まらない多摩のイノベーション創出拠点として活用されるよう、大規模展示会や産業交流イベント等を継続的に呼び込める魅力ある施設整備及び運用の充実を図るとともに、時流を捉えた施設機能の更新を適切に行うこと。

(2) 広域的な産業交流及びビジネスマッチング機能の強化

高い技術力を有する中小企業等が集積する多摩地域の強みを広く発信し、多様な産業交流による新たな連携やイノベーションの創出につなげるため、「たま未来・産業フェア」をはじめ、多摩産業交流センターを核とした展示会や産業交流事業を継続的に実施するとともに、自治体等が実施する広域的な産業交流等に対し必要な連携や財政支援を行うこと。

(3) 多摩地域における企業立地環境の充実

人口減少や労働力不足が進行する中、市町村単独では対応が困難な企業立地に係る税制面、産業用地や事業用水確保、規制等の課題を踏まえ、多摩地域への立地の魅力を高める企業誘致策に、市町村と連携して主体的・積極的に取り組むこと。

(4) 地域商店街の活性化及び機能維持に対する支援の充実

地域コミュニティの担い手であり、賑わいや回遊性、防犯機能を担う商店街を維持・活性化するため、「商店街チャレンジ戦略支援事業」をはじめとする支援制度について、商店街の実情を踏まえた柔軟な運用を図ること。また、街路灯の維持管理について、補助率の引上げや概算払の導入等、商店街の実状に即した補助対象や交付方法などの支援を図ること。

